

高森町都市計画審議会条例 (昭和51年6月23日条例第15号)

最終改正:平成24年12月7日条例第25号

改正内容:平成24年12月7日条例第25号 [平成24年12月7日]

○高森町都市計画審議会条例

昭和51年6月23日条例第15号

改正

平成12年3月27日条例第13号

平成24年12月7日条例第25号

高森町都市計画審議会条例

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、高森町都市計画審議会（以下、「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、都市計画法によりその権限に属させられた事項及び町長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会を組織する委員は、学識経験のある者及び議会の議員につき、町長が任命する。

2 町長は、前項に規定する者のほか、関係行政機関若しくは県の職員又は町の住民のうちから、審議会を組織する委員を任命することができる。

3 前2項の規定により任命する委員の数は、10人以内とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員及び専門委員)

第4条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、町長が任命する。

4 臨時委員及び専門委員は、当該事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長が、あらかじめ、指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第6条 審議会の議事は、出席した委員及び議案に関係ある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会に、審議会の庶務を処理するため幹事若干人を置く。

2 幹事は、町職員のうちから町長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、建設課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月27日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日より施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に委員である者は、改正後の高森町都市計画審議会条例の相当規定に基づいて任命された委員とみなす。ただし、その任期は、この条例の施行の際における委員としての残任期間に相当する期間とする。

附 則 (平成24年12月7日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。